

「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例」等の改正に関する市民意見募集について



パプコメくん

- 待機児童対策については，国を挙げて取り組んでいるところですが，平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行されて以降，保育の利用申込者数が大幅に伸びており，全国的に待機児童数は増加傾向にあります。
- こうした状況の下，平成28年3月に国が公表した「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」において，保育士配置に関する特例措置（弾力化）の活用が盛り込まれました。
- 本市では，この特例措置について慎重に検討を行うこととし，保育施設・事業所へのアンケート調査や京都市子ども・子育て会議（幼保推進部会）での意見聴取等を行いました。
- この度，これらを踏まえ，限定的に特例措置を活用できるようにするために，本市の設備及び運営の基準等に関する条例を改正することを予定しておりますので，市民の皆様のご意見を募集します。

※改正予定の条例

- ①京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例
- ②京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例

募集期間 平成28年11月16日（水）～平成28年12月15日（木）【必着】

提出方法 郵送，FAX，電子メール又はホームページの意見募集フォーム
※ 様式は自由です。（背表紙の意見記入用紙を御利用いただいても結構です。）

提出先 京都市保健福祉局子育て支援部 保育課

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル3階

電話：075-251-2390

FAX：075-251-2950

電子メール：hoiku@city.kyoto.lg.jp

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市
CITY OF KYOTO



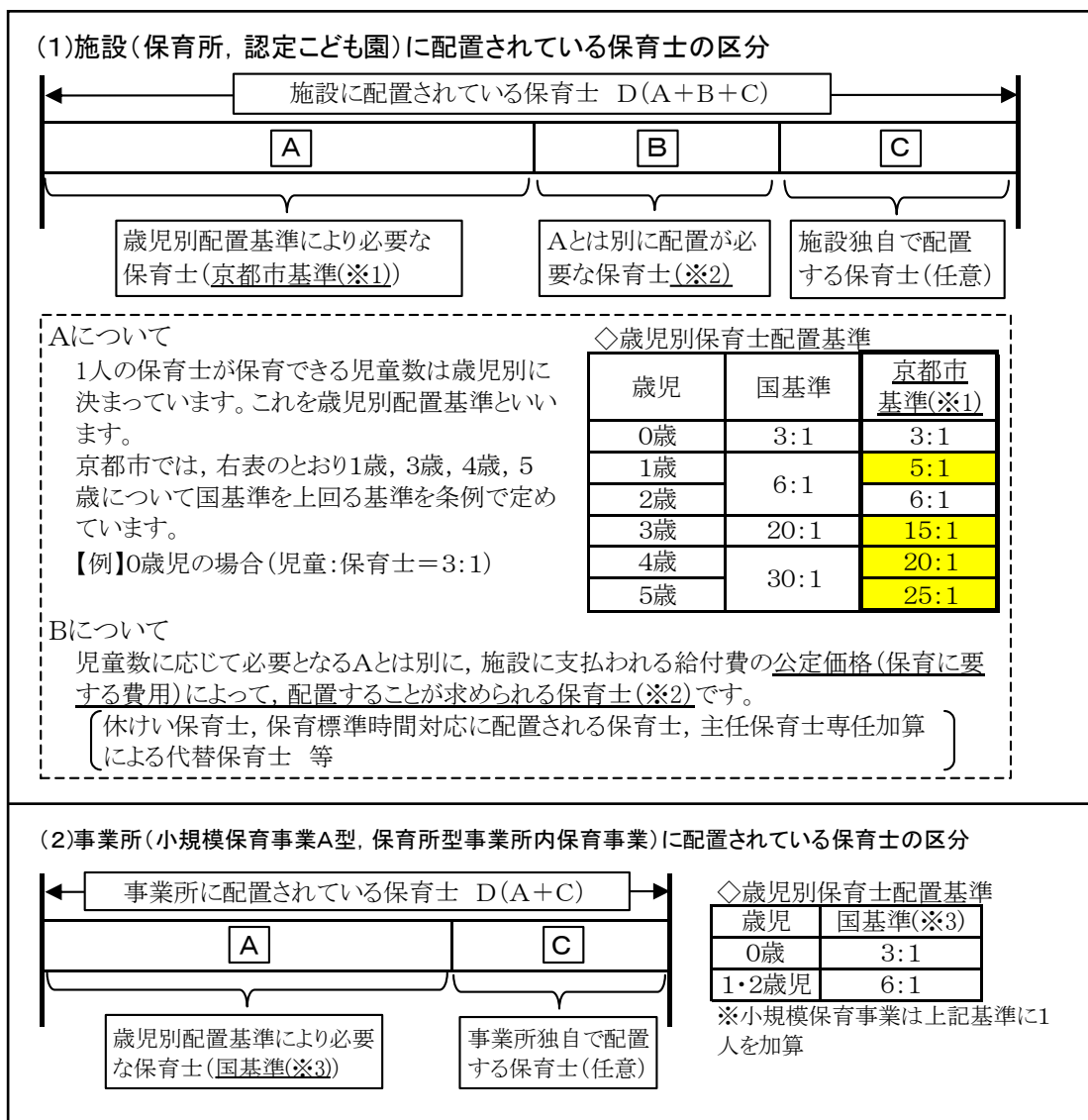
1 国から示された特例措置の目的

近年、待機児童対策として保育の受け皿の拡大を大幅に進める中、保育士の有効求人倍率は年々高くなるなど、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっています。このため、保育士が行う業務について要件を一定程度緩和することにより、保育の担い手の裾野を拡大するとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、保育士配置の特例が設けられたものです。

なお、当該特例は、保育所（保育所型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園並びに小規模保育事業（A型）及び保育所型事業所内保育事業（以下「保育所等」いう。）が適用対象とされています。

2 国から示された特例措置の概要

保育士配置に関する現在のしくみについては、下図を参考にしてください。



◇ 国から示された保育士配置の特例措置（弾力化）

① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

保育所等においては、1 1時間の開所時間を通じて常に保育士2人以上の配置が必要とされていますが、朝夕等の歳児別の配置基準による必要保育士数の合計が算定上1人となる時間帯に限り、2人のうち1人は、一定の条件を満たした者であれば、保育士資格がなくてもよい（「保育補助者」でよい）とするものです。

なお、朝夕の時間帯であっても、歳児別の配置基準による必要保育士数の合計が算定上2人以上となる場合は、弾力化は適用されません。

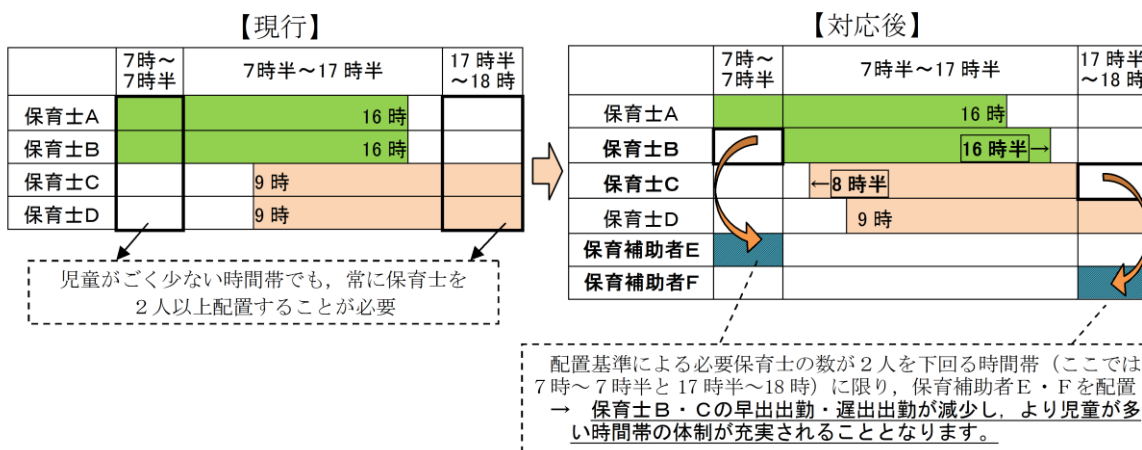
＜例＞0歳児が1人、1歳児が3人の時間帯の場合

0歳児は3人の児童を1人の保育士で保育できるため、 $1 \div 3 = 0.33$ 人…①

1歳児は5人の児童を1人の保育士で保育できるため、 $3 \div 5 = 0.6$ 人…②

①+②=0.93人となり、歳児別の配置基準で必要となる保育士は1人となりますが、現在はもう1人保育士を配置する必要があります。

＜歳児別の配置基準による必要保育士が算定上1人となる時間帯の保育補助者の配置イメージ図＞

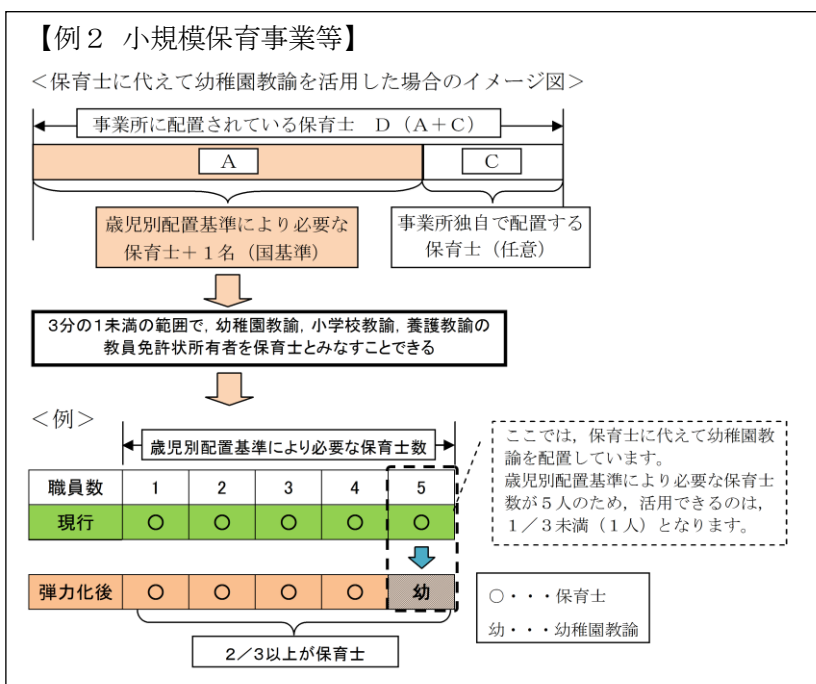
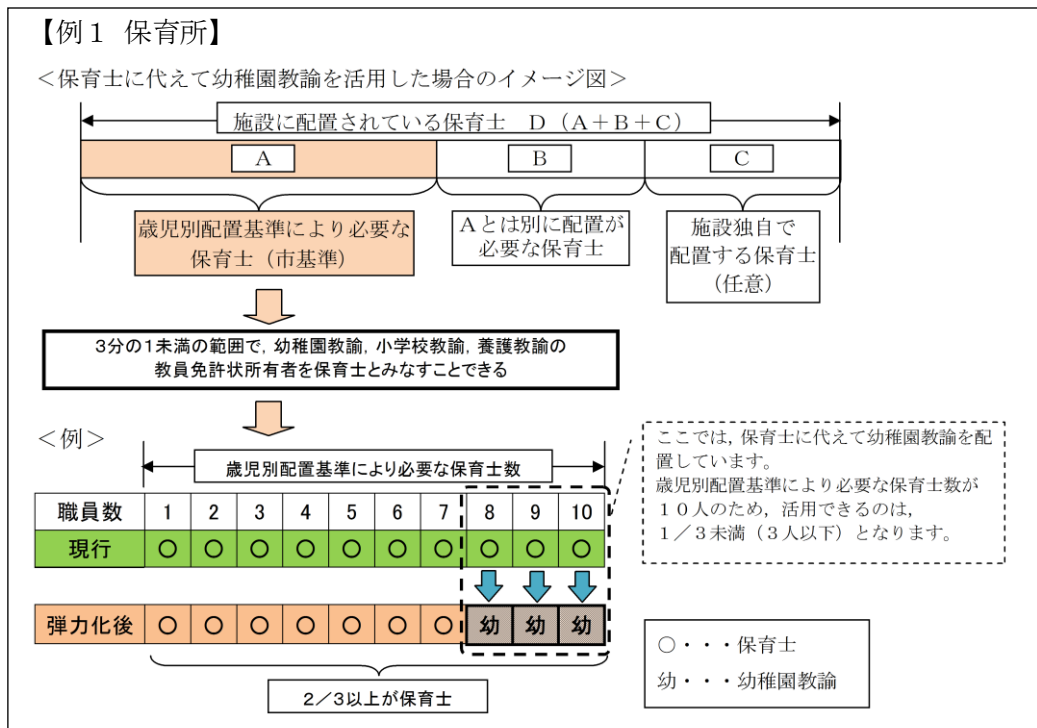


② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例

歳児別の配置基準による必要保育士数のうち3分の1未満の範囲で、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許状所有者を保育士とみなすことができることとするものです。

活用に当たっては、国において、専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上の児童、小学校教諭については5歳以上の児童を中心に保育することが望ましいとされています。

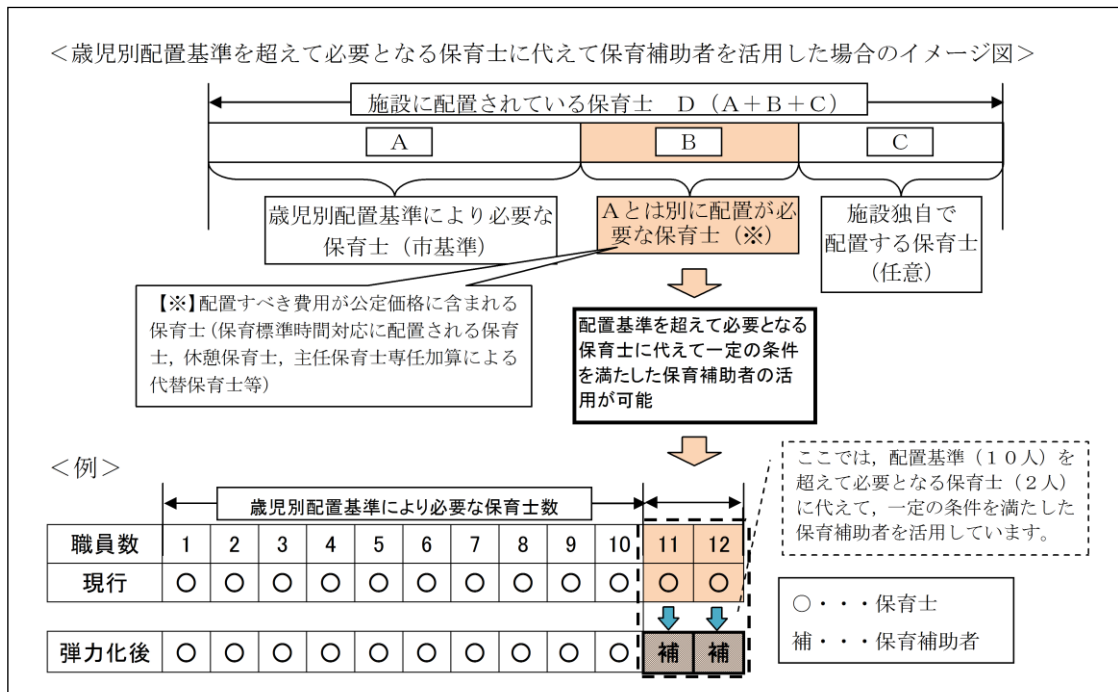
なお、現在、平成31年度末までの経過措置として、幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許のみの者が保育認定児童の保育に従事することが可能とされています。



③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

歳児別の配置基準を超えて配置が必要とされる保育士数について、一定の条件を満たした者であれば、保育士資格がなくても（「保育補助者」であっても）保育士とみなすことができることとするものです。

なお、小規模保育事業等については、公定価格上必要となる保育士はいない（1ページ目の図のとおり）ため、当該弾力化は適用されません。



3 特例措置に対する本市の考え方

本市では、就学前児童における全国トップレベルの保育利用率及び国基準より手厚い保育士配置を確保しながら、年度当初における国定義の待機児童ゼロを3年連続で達成しております。

しかしながら、保育施設・事業所に対するアンケート調査結果等からは、本市においても年々保育士確保が厳しくなっている状況がうかがえるところです。

今後とも、全国的に待機児童対策が推進される中、保育士確保がより一層厳しくなっていくと想定されることから、保育士による保育を大原則としつつ、特例措置の実施により、各保育施設の判断で状況に応じた対応ができるようにします。

ただし、保育への影響を最小限にとどめるため、次のとおり対象や期間等に制限を設け、限定的なものとしします。

また、保育士確保に向けては、保育士資格取得支援、潜在保育士の再就職支援、保育士の就業継続支援等、本市においても、引き続き、取組の推進を図ってまいります。

【参考】本市における保育士確保の取組

| | | |
|--|-----------|--|
| <p>京都市</p> <p>★ 職員処遇の改善(国より手厚い保育士配置, 職員給与水準が全国平均の約1.4倍)</p> <p>○ 保育所等における業務効率化事業 (→ 保育士の業務負担を軽減するためのICT化の推進等)</p> <p>○ 保育士等の子どもの優先入園(H29年度～) など</p> <p>保育関係団体と協力して実施している事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育園就職フェアの開催 ○ 就業継続支援研修 ○ 潜在保育士再就業研修 ○ 保育補助者雇上げのための貸付 など | <p>連携</p> | <p>京都府</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士試験の受験機会の拡大 ○ 保育士修学資金貸付 ○ 保育士就職準備金貸付 ○ 保育士への保育料貸付 |
|--|-----------|--|

京都市 保育人材サポートセンター
(電話:075-253-3186)

- ・潜在保育士等に対する求人情報の提供
- ・求職者と施設双方のニーズを踏まえた調整等(勤務条件など)を実施

京都市 保育サポセン

本市の考え方（案）

◇ 保育士配置の特例措置（弾力化）

保育所及び認定こども園（保育を必要とする2号・3号認定児童）についてのみ、保育士配置の弾力化を限定的に活用できるようにします。

ア 臨時的な措置であることを明確にするため、平成31年度末までの時限措置とします。（①、②、③の特例全て）

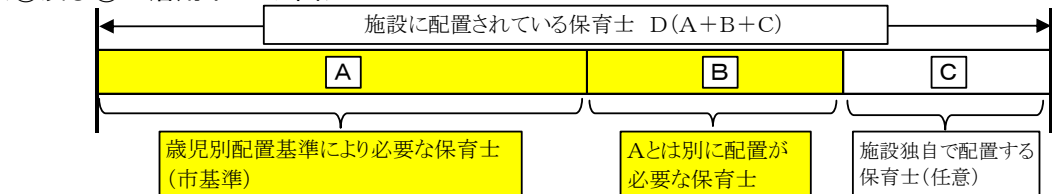
イ 特例①は国の示した内容で実施できるようにしますが、子育て支援員研修の受講者（受講予定者を含む）に限定します。

保育や子育て支援分野の各事業等に従事するうえで必要な知識や技術等を修得することを目的とした、国が定める全国共通の研修制度です。保育士以外の保育補助者が従事する小規模保育事業（B型又はC型）、家庭的保育事業等においては、本研修の修了が従事要件となっており、本市でも、本研修を修了した方が、保育補助者として従事しています。

ウ 特例②及び特例③は、養成課程において類似する科目を履修する等、保育士と最も共通する性格を有する「幼稚園教諭」のみを弾力化の対象とします。

保育士に代えて配置できる範囲は、歳児別配置基準による必要数と公定価格上の必要数の合計の1/3未満とします。（下図を参照）

<②及び③の活用イメージ図>



【例】Aによる必要保育士数が10人、Bによる必要保育士数が2人の場合

| 職員数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|
| 現行 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 弾力化後 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 幼 | 幼 | 幼 |

この例の場合、歳児別配置基準及びAとは別に配置が必要な保育士数(A+B)12人の1/3未満の範囲内、3人まで幼稚園教諭が活用できる。

○…保育士
幼…幼稚園教諭

※ 小規模保育事業等については、「児童が少数となる時間帯」が開所時間（11時間）を通じて生じる事業所があり、限定的な実施とならないおそれがあること、2歳児までの事業であり、幼稚園教諭の専門性と合致しないことから、当該特例措置の対象とはしないこととします。

4 施行時期

市民の皆様からの御意見を踏まえ、今年度中に市会に条例案を提案し、可決されれば、平成29年4月からの施行を予定しています。

(参考)

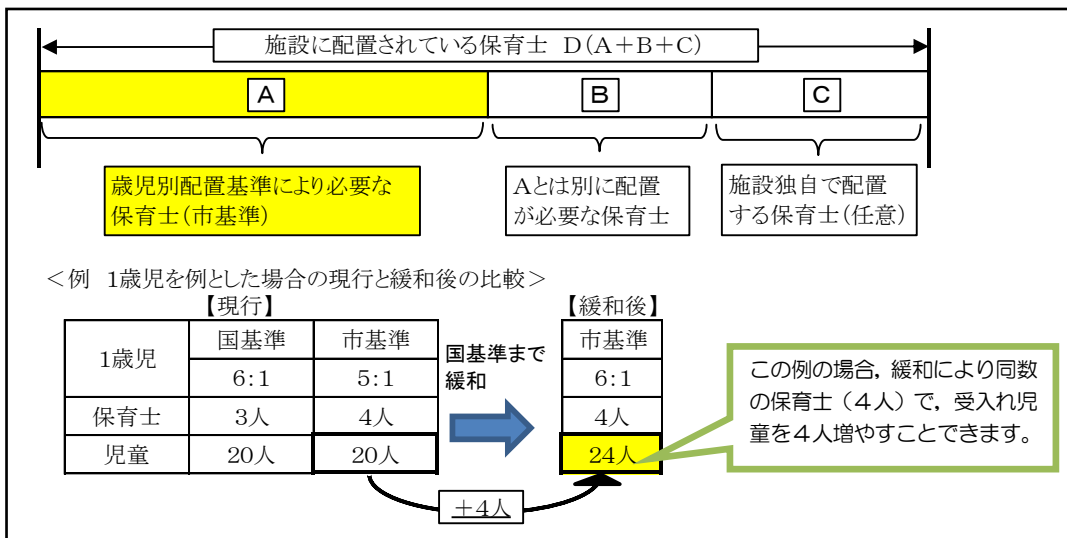
国から示された「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」のうち、保育所等への臨時的な受入れの強化の推進については、本市では実施しません。

◇ 保育所等への臨時的な受入れの強化の推進

保育所等について、自治体独自に設定している面積基準及び保育士配置基準を国基準まで緩和し、より多くの児童を受け入れようとするものです。

本市においては、面積基準は国基準と同様ですが、保育所及び幼保連携型認定こども園の保育士配置基準については、1歳児、3歳児、4歳児、5歳児において国基準を上回る基準を条例で定めています。

保育士配置基準を国基準まで引き下げれば、同じ保育士数でより多くの児童の受入れが可能となりますが、保育の質の著しい低下につながるため、**本市では実施しません。**



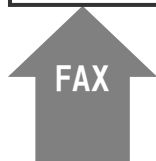
これ以外の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」については、下記のホームページを御参照ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hokenfukushi/0000207589.html>

<用語解説>

| 保育標準時間対応に配置される保育士 (P 1) | 保育所等の利用時間については、保育を必要とする事由によって、保育短時間（1日8時間以下の保育が必要）と保育標準時間（1日8時間を超えて11時間以下の保育が必要）の2区分に分かれており、後者に対応するために追加で配置される保育士のことです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------|--|--|--|--------|---|---|---|-----|---|--|--|-----|--|---|---|----------|--|--|---|
| 主任保育士専任加算による代替保育士 (P 1) | 主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替で配置される保育士のことです。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2号・3号認定児童 (P 5) | <p>保育所等の利用に当たっては、保育の必要性や児童の年齢に応じた認定を受ける必要があります、その区分と利用できる施設・事業所については、以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる児童</th> <th>保育を必要としない満3歳以上の幼児(1号)</th> <th>保育を必要とする満3歳以上の幼児(2号)</th> <th>保育を必要とする満3歳未満の乳幼児(3号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用できる施設等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業等</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> | 対象となる児童 | 保育を必要としない満3歳以上の幼児(1号) | 保育を必要とする満3歳以上の幼児(2号) | 保育を必要とする満3歳未満の乳幼児(3号) | 利用できる施設等 | | | | 認定こども園 | ○ | ○ | ○ | 幼稚園 | ○ | | | 保育所 | | ○ | ○ | 小規模保育事業等 | | | ○ |
| 対象となる児童 | 保育を必要としない満3歳以上の幼児(1号) | 保育を必要とする満3歳以上の幼児(2号) | 保育を必要とする満3歳未満の乳幼児(3号) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用できる施設等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認定こども園 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼稚園 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保育所 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模保育事業等 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」等の改正に関する御意見記入用紙



075-251-2950

京都市保健福祉局 子育て支援部 保育課

様式は問いません。この用紙を郵送やFAX用に御利用いただいても結構です。

◆御意見御記入欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

御意見をまとめる際の参考にしますので、差し支えなければ下記の項目に当てはまる番号に「○」を御記入ください。

【利用施設等】 1 保育所（認定こども園を含む） 2 小規模保育事業（事業所内保育事業、家庭的保育事業を含む） 3 幼稚園 4 それ以外（利用していない場合を含む）

【御記入者】 1 保護者 2 保育事業者 3 保育士等従事者 4 それ以外

※ この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適正に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

※ 御意見につきましては、意見募集終了後に、御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、ホームページで公表します。

※ 御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

京都市子育てアプリ「**京都はぐくみアプリ**」配信中!!

京都市内で実施される子育て関連のイベント情報や、各種の子育て支援施策を、手軽に入手することができる、無料のアプリです。

<http://www.kyoto-kosodate.jp/app>

京都市子ども若者はぐくみウェブサイト
<http://www.kyoto-kosodate.jp>



発行：京都市保健福祉局子育て支援部保育課
発行月：平成28年11月 京都市印刷物第283112号